

第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、当該業務の委託業者選定に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 委託料の限度額 第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務
4,500,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続きをしていない者
- (3) 令和7.8年度のみやま市競争入札参加資格者名簿に登録された者
- (4) みやま市指名停止等措置要綱(平成19年みやま市告示第14号)に基づく指名停止を受けていない者
- (5) 上記要件(3)にかかわらず、次の書類を提出した者は、上記要件に準ずる資格があるものとみなす。
 - ① 納税証明書(国税、県税、市税)※提出日以前3ヶ月以内の証明
 - ② 商業登記簿謄本又は登記事項証明書※提出日以前3ヶ月以内の証明
 - ③ 財務諸表(貸借対照表等)
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に関する誓約書(様式第2号)、役員等調書及び照会承諾書

4. 実施要領等の配布及びスケジュール

- (1) 実施要領等の配布は、下記みやま市ホームページよりダウンロードすることで行う。

<https://www.city.miyama.lg.jp>

- (2) 本プロポーザルについてのスケジュールは下記のとおりとする。

実施要領等公告	令和8年4月13日(月)
質問書の受付期間	令和8年4月13日(月)から 令和8年4月17日(金)午後5時
質問書の回答期限	令和8年4月22日(水)※随時回答
参加表明書の受付期限	令和8年4月28日(火)午後5時
提案資格確認通知書発送	令和8年5月1日(金)以降
企画提案書等提出期限	令和8年5月15日(金)午後5時
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年5月19日(火) ※予備日:令和8年5月20日(水)
審査結果通知書発送	令和8年5月22日(金)以降
契約	令和8年5月26日(火)以降

※受付や提出については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時30分～午後5時までとする。

※スケジュールについては、みやま市の都合により変更することがある。

5. 提出書類、提出期限、提出場所、提出方法等

(1) 参加表明関係

① 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号) **原本1部**
(イ) 本実施要領3(5)に該当する者 **原本各1部**
 ・本実施要領3(5)に規定する①から④までの書類

② 提出期限

令和8年4月28日(火)午後5時

(2) 企画提案関係

① 提出書類

- (ア) 提案書(様式第3号) **原本1部**
(イ) 企画提案書(任意様式) **原本1部、副本6部**

企画提案書については、以下の内容を含めること。

- ・第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務に係る基本方針
- ・提案のセールスポイント
- ・本業務の実施方法、手法、工程等
- ・本業務に係る貴社の実施体制、支援体制

※上記提案の内容は、別紙「第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」に基づくものとする。

- (ウ) 類似業務実績(任意様式) **原本1部、副本6部**

類似業務実績については、過去に実施した業務実績が分かる資料とすること。

- (エ) 費用見積書(任意様式) **原本1部、副本6部**

別紙「第10期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」に基づく積算内訳を含めること。

- (オ) その他本提案に関し必要な資料(任意様式) **原本1部、副本6部**

② その他

- (ア) 提案は委託料の限度額以内で完結するものとする。
(イ) 提案については、1者につき1提案とし、提出後の修正や差替え等は認めない。

③ 提出期限

令和8年5月15日(金)午後5時

(3) 提出場所

上記参加表明及び企画提案に関する書類の提出場所は下記のとおりとする。

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

みやま市役所 介護支援課 介護保険係(本庁1階)

電話:0944-64-1555 FAX:0944-64-1601 E-mail:kaigo@city.miyama.lg.jp

(4) 提出方法

上記参加表明及び企画提案に関する書類の提出方法は、上記提出場所に持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送の場合は上記提出期限までに必着とする。

(5) その他

- ① 上記参加表明書を期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を認めない。
- ② 期限までに提出書類を提出されない場合は辞退されたものとみなす。
- ③ 上記参加表明書提出後の辞退については、いかなる時期においても参加を辞退することは可能とし、辞退したことによる不利益な取扱いを行わない。また、その際は辞退届(任意様式)を提出するものとする。

6. 質問及び回答

(1) 提出方法

プロポーザルの実施に関して質問がある場合には、「質問書(任意様式)」を本実施要領5(3)の提出場所に提出するものとする。また、提出方法は電子メールにて提出するものとし、口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

質問書の受付は、本プロポーザルの公告の日から令和8年4月17日(金)午後5時までとする。なお、提出期限以降の提出は認めない。

(3) 回答方法

質問による回答は、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メールにより回答するものとする。回答内容は本市ホームページに掲載する場合がある。また、提出期限での最終回答は、令和8年4月22日(水)までに行う。

7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーション及びヒアリングについては、本実施要領5(2)企画提案関係書類を提出した全業者について実施するものとする。
- ② プレゼンテーションについては、参加業者からの内容説明等を30分程度、みやま市からのヒアリング(質疑等)を15分程度とする。なお、プレゼンテーションについては、本実施要領5(2)企画提案書類に沿ったものとし、提出した書類以外の追加資料等は認めない。
- ③ 出席者については3人以内とする。
- ④ プレゼンテーションについてのプロジェクターやパソコン等の必要な機材は、各参加業者で準備するものとする。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングについては、本実施要領5(2)企画提案書類と同等の評価を行う。

(2) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの日程については下記のとおりとし、プレゼンテーションについては参加表明の順番とする。

日時: 令和8年5月19日(火)※予備日: 令和8年5月20日(水)

※詳細については、本実施要領4(2)提案資格確認通知書の発送時に通知する。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

委託業者選定については公募型プロポーザル方式とし、企画提案書、類似業務実績、費用見積書、プレゼンテーション等を総合的に審査し評価する。なお、参加業者が1者の場合も本プロポーザルは有効とする。

(2) 評価項目

評価項目、評価基準及び配点については下記のとおりとし、配点合計得点が最も高い参加業者を最優秀提案者として選定する。ただし、配点合計点が6割に満たない時は最優秀提案者とはならない。(配点合計得点は、得点の割合とする場合がある。)

評価項目	評価基準	配点
①本業務に関する理解度	本業務について、国の動向や指針等、かつ、みやま市の現状や特性を踏まえた基本の方針となっているか。	10点
②本業務に係る実施内容	本業務の業務内容について、調査や課題分析等の実施方法等は妥当であるか。また、独自性や具体性のある提案内容となっているか。	20点
③本業務に係る実施工程	本業務についての業務内容を的確に把握した実施工程となっているか。	5点
④本業務に係る実施体制	本業務遂行について、専門職員の配置や担当者の役割等、有効な実施体制となっているか。	5点
⑤個人情報保護	本業務についての個人情報保護対策がなされているか。	5点
⑥類似業務実績	本業務と類似業務の履行実績。	5点
⑦見積価格	(参加者のうちの最低価格)/(参加者それぞれの価格)×10点 ※小数点第1位を四捨五入した点数を本項目の評価点とする。	10点
合計		60点

(3) 選定結果

後日文書にて審査結果を通知するものとする。また、選定結果についてはみやま市ホームページにより公表を行う。

(4) 契約

最優秀提案者と契約についての協議を行う。なお、協議が成立しなかった場合は、配点合計得点が

次点以降の提案者と協議を行うものとする。ただし、配点合計点が6割に満たないときは契約交渉を行わない。また、業務委託契約については、みやま市契約規則(令和8年みやま市規則第8号)その他関係法令の規定に基づくものとする。

※評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先又は提出期限が本実施要領に適合していないとき。
- (2) 参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 本プロポーザルの手続きの過程で、本実施要領3(2)又は(4)の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (4) 審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき。
- (5) ヒアリング等に出席しなかったとき。
- (6) 見積金額が予算の範囲を上回ったとき。

10. その他

- (1) 審査結果についての異議申立ては受理しない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は参加業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提案者は、参加表明書(様式第1号)の提出をもって、応募要領等の記載内容を承認したものとみなす。
- (5) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、提案書類等の内容に関して質問を行ったり、補正を命じることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格を有している場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提出書類は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (8) 提出された参加表明書等は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外には使用しない。